

栃木県公報

令和 2 (2020)年 10月12日(月) 号 外 第 55 号

目	次

規則

規則

栃木県規則第五十六号

令和二年十月十二日栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

施行期日は、令和二年十月十三日とする。 栃木県手数料条例の一部を改正する条例(令和二年栃木県条例第三十七号)附則ただし書に規定する規定の

(対書学事課)